

## 「京都動物愛護憲章（仮称）」について

## 1 憲章の制定に向けた経過

- 少子長寿化，核家族化の進行等の社会情勢の変化に伴い，動物は，飼い主の心にもうおいや癒しを与える人生のよき伴侶として，或いは家族の一員として人と共に暮らす社会を迎えています。

しかし，一方では，動物の虐待や遺棄，不適正な飼い方による近隣への迷惑行為など，動物の飼育等に関して様々な問題が発生しています。人々の動物に対する価値観の多様化や理解度の差異，飼育環境の地域性など様々な要因が複雑に絡まりあい，問題解決に向けての対策が難しく，社会的・地域的合意が得られにくいことが重要な課題となっています。
- 京都府においては，昭和30年代から始まる犬の飼育頭数の急増，昭和40年代の犬の咬傷事故の増加及び猫の飼養頭数の増加による苦情の増加等を受け，昭和46年に「動物の飼養管理に関する条例」を制定し，動物の適正飼養と管理の徹底に取り組んできました。また，京都市も市域において，国の法令及び同条例に基づく様々な取組を実施してきました。
- このように，従来の動物に関する行政は，動物の保護及び管理が主でした。しかし，国において，動物愛護の機運の高まりを受け，平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が大幅に改正され，各都道府県に対しそれぞれの地域に即した「動物愛護管理推進計画」を定めることが義務付けられるなど，動物に関わる行政は，保護・管理といった考え方から，これに愛護の観点が加えられたものへと大きく転換が図られました。
- これを受け，京都府においては，平成20年3月に，人と動物が共生する社会の実現に向けて「京都府動物愛護管理推進計画」が策定され，平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とし，府民一人ひとりが，動物愛護についての理解を深め，所有者等が動物を適正に飼養することを通じて，動物が人と共に生活する存在として府民に広く受け入れられる社会づくりを進めています。

また，京都市においても，「京都府動物愛護管理計画」の策定を受け，市域特有の問題をさらに掘り下げ，それらの問題等の解決に向けた取組を定めた「京都市動物愛護行動計画」（愛称；京（みやこ）・どうぶつ共生プラン）を策定し，平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とし，人と動物とが共生できるようなおいのある豊かな社会づくりを目指し，動物愛護行政の一層の推進とともに，市民の動物愛護意識の高揚を図るため取り組んでいます。
- 京都府及び京都市では，各計画に基づき，京都府民及び京都市民の皆さんや動物愛護に関わる団体等の御協力を得て，動物愛護週間における啓発事業や，京都府動物愛護管理センター及び京都市家庭動物相談所での犬や猫の譲渡事業，府下保健所及び京都市家庭動物相談所でのしつけ方教室の開催などに取り組んでおり，これまでの間，犬・猫の譲渡数の増加と殺処分数の減少など，一定の成果を挙げてきています。
- 平成24年8月には，山田京都府知事及び門川京都市長の間で「京都動物愛護セ

ンター（仮称）」を府市共同で設置運営することに合意し、当該施設を拠点として、府市が共同で事業の企画・運営に取り組み、広域的な啓発事業を展開することにより、更なる動物愛護精神の醸成に取り組むことを発表し、現在、平成27年4月の開所に向け、マスコットキャラクターの選定や、動物愛護ボランティアスタッフの育成等に府市共同で取り組んでいるところです。

- 本憲章は、現代社会における動物愛護機運の高まりや、京都市会からの「動物愛護の理念が京都市民に醸成されつつある今こそ、それを後押しする取組として「動物愛護憲章」を制定すべき」との提言、動物愛護センターの共同設置・運営に係る府市協調の取組等を踏まえ、府市が共同して、府市民、事業者、動物愛護団体及び行政の協働により実現する「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、それぞれの主体が動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、拠り所として制定するものです。

## 2 京都動物愛護憲章（仮称）

府市民、事業者、動物愛護団体及び行政の協働により実現する「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、それぞれの主体が動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、拠り所となるもの

## 3 京都動物愛護憲章懇話会

### （1）趣旨

憲章の制定に向け、委員の皆様から御意見や御助言などをいただき、憲章の趣旨に反映するため、「京都動物愛護憲章懇話会要領」に基づき開催するもの

### （2）構成

府民・市民、有識者、動物愛護の実践、普及、啓発等に関わる団体から広く御参画を得て、16名の委員により構成

### （3）会議

平成26年度において4回程度開催予定

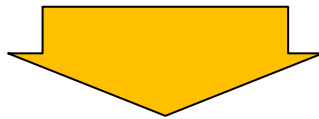
## 4 制定に向けた主なスケジュール

|         |             |   |
|---------|-------------|---|
| 平成26年6月 | 第1回懇話会      | 憲章が目指すまちのイメージ、憲章の形式・構成、盛り込むべきポイントについて意見聴取 |
| 7月      | 第2回懇話会      | 憲章素案（たたき台）について意見聴取                        |
| 8月      | 第3回懇話会      | 憲章素案について、意見聴取                             |
| 9月      | パブリックコメント実施 | （概ね1箇月間）                                  |
|         |             | シンポジウム開催（動物愛護週間（9月20日～26日））               |
| 11月     | 第4回懇話会      | パブリックコメント結果等を反映した憲章案について意見聴取              |
| 12月     | 憲章制定        |   |
| 平成27年3月 | 記念式典        | （京都動物愛護センター開所式と合同実施）                      |

## 「京都動物愛護憲章（仮称）」の形式・文言について

### 憲章の意義

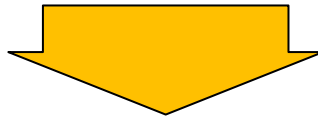
- ① 人と動物の共生するまちの理想を示す。
- ② 理想を達成するため努めるべき目標を掲げる。
- ③ 恒久的な普及・啓発活動，学習活動の拠り所となる。
- ④ 動物への愛情，愛護活動への参加意欲を醸成する。



### 憲章の形式・文言が果たすべき役割

（憲章の受け手がどのように感じるかが求められるか）

- ① よりよいものにしようと思う。
- ② よいと思うことをしようとする。
- ③ 自分ができるところをしようとする。
- ④ みんなの想いが一つになる。



### 憲章の形式・文言の観点・留意点

- ① 表現  
覚えやすさ，言葉の美しさ，やさしさ，肯定性
- ② 誰もが理解できる。  
簡潔さ，明瞭さ
- ③ 誰もが共感できる。  
主語の用い方，京都人が共有する優れた気質や心がけ
- ④ 人・動物・まちへの愛情が醸成される。  
気づき，視点の提示
- ⑤ 自発的な参加意識が醸成される。  
憲章の受け手に求める義務の程度
- ⑥ 一人ひとりの自由で多様な創造や活動が担保される。  
文言の抽象性・包容力

## 「京都動物愛護憲章（仮称）」に盛り込む観点について

### 1 人と動物が共生するまちの理想像

- ① 人と動物の共生によるうるおいある豊かな社会の創造
- ② お互いに迷惑をかけない思いやり
- ③ 動物が理解される。
- ④ 動物があたたかく受け入れられる。
- ⑤ 一人ひとりが積極的に考え、行動する。

### 2 理想を達成するため努めるべき目標

- ① 動物を飼う人
  - ア 動物の健康・安全の保持，加害や生活環境保全上の支障の防止，他人への迷惑の防止や逸走防止
  - イ 終生飼養
  - ウ 繁殖制限
  - エ 所有者等の明示措置
- ② 動物愛護団体・獣医団体・その他の普及啓発団体
  - ア 動物愛護機運の醸成に対する寄与
  - イ 行政等との連携，協力による社会の牽引
- ③ 動物取扱業者
  - ア 購入者への適切な説明（適正飼養・保管）
  - イ 第1・2種動物取扱業者に係る各種規制
  - ウ 所有者等への責任の浸透，終生飼育支援
  - エ 所有者等の模範
  - オ 動物愛護機運の醸成に対する寄与
- ④ 行政
  - ア 愛護意識普及啓発・（子どもに対する）愛護教育
  - イ 動物の健康・安全の保持，人への迷惑防止措置，感染症対策
  - ウ 殺処分的大幅な減少，苦痛を与えない処分
  - エ 犬猫の引取り（相当事由ない場合の拒否）
  - オ 繁殖制限指導・助言
  - カ 人材育成
- ⑤ 教育・試験研究機関等
  - 科学上の利用に供する場合の制限
- ⑥ マスコミ等
  - 普遍的客観的で，わかりやすく，理解されやすい情報発信
- ⑦ 動物を飼わない人をはじめすべての人
  - ア 動物の命の尊厳を守る。
  - イ 動物の適切な管理への協力（恣意的な餌やり防止等）
  - ウ 身近な動物，飼養者，取扱業者への関心

## 憲章例について

## ■ 京都市市民憲章（昭和 31 年 5 月 3 日制定）

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものです。

1. わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましよう。
1. わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましよう。
1. わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましよう。
1. わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましよう。
1. わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくむかえましよう。

## ■ 子どもを共に育む京都市民憲章（平成 19 年 2 月 5 日制定）

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈（いつく）しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒（ほ）め、時には叱（しか）り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅（おびや）かすものに対して、毅然（きぜん）とした態度で臨（のぞ）む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆（きずな）を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
1. 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
1. 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
1. 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆（きずな）を大切にします。
1. 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
1. 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

## ■ 長岡京市市民憲章（昭和 52 年 11 月 3 日制定）

長岡京市の古い歴史と伝統は心にうるおいを与え、西山の豊かな緑は明日への英気を養ってくれます。

この恵まれた歴史と自然を生かし、みんなが力を合わせて生きがいのあるまちをつくるために、この憲章を定めます。

わたくしたち長岡京市民は、

1. 緑と水を大切にして、健康で美しい環境のまちをつくりましょう。
1. 明るい笑顔と助け合う心を大切にして、住みよいまちをつくりましょう。
1. 学ぶ心と歴史遺産を大切にして、文化の豊かなまちをつくりましょう。
1. 働く喜びと家庭のうるおいを大切にして、産業とくらしの調和のとれたまちをつくりましょう。
1. 平和と人権を大切にして、心のふれあうまちをつくりましょう。

## ■ 「歩くまち・京都」憲章（平成 22 年 1 月 23 日制定）

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました。そして、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。しかし、クルマを中心とする生活が急激に進展する時代の中で、こうしたまちの魅力が損なわれています。

京都にふさわしい移動の方法は、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉であり、歩くことこそは健康や環境にも望ましいものです。

このような認識のもと、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。
- そして、市民と行政が一体となって、
- 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
  - 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

## ■ 由良川憲章（平成18年2月制定）

京の都の北の里芦生の原生林から湧きだした一滴の水が一条の流れとなり、支流を集めやがて母なる由良川に「ゆらり由良川恵みの清流」

由良川は、「川の道」、「文化の道」、「恵みの道」。

由良川は、人・ものに加え情報を運ぶ「川の道」であり、「文化の道」でした。

古来、日本海を行き来した文化は、あたかもサケが遡上するように、由良川を遡り、舞鶴・大江を経て福知山・綾部、さらに上流へともたらされたのです。

由良川は、数々の逸話が残る「伝説とロマンあふれる川」です。

安寿姫塚の山椒太夫伝説、大江山の酒呑童子伝説、大川神社や大原神社に残るサケ伝説、私市円山古墳など数々の物語や歴史は、由良川の清流と深い森が紡いだ人々の交流の記憶です。

由良川は、時には水害をもたらしながら、人々の暮らしを支える「恵みの道」でした。

その肥沃な土地が蚕糸・藍、和紙づくりなどに活かされ、またアユを中心とした漁業、米や茶・野菜づくりが営まれてきました。

由良川は、人々にこの地域で暮らす上で必要となる知恵や工夫を求め、先人たちは明智藪や築堤など水害対策を施すとともに、水害から暮らしを守るための防災・減災文化を受け継いできました。

由良川は、その四季折々に変化する豊かな景観によって、わたし達の心にやすらぎと癒しをもたらしてくれます。

かつて華やかに舟が行き交った歴史や文化から学び、また豊かな自然環境を次世代につなげ、由良川を地域の財産として活かし、新たな由良川流域文化圏を創造していくことこそが、今、わたし達に求められています。

流域に暮らすわたし達一人ひとりが心をつなげて、安心・安全の上に立って由良川の保全と流域の振興を図り、もってこの地域がより一層、元気になるために、ここに「由良川憲章8つの理念」を掲げて取組を進めてまいります。

### 「由良川憲章8つの理念」

- 由良川流域の交流・連携を進めます。
- 由良川流域の自然・環境の保全を図り、由良川の清流化につとめます。
- 由良川流域の良さである地域資源の再発見につとめます。
- 由良川流域のブランド価値の創出につとめます。
- 由良川流域に学ぶ機会を創造し、時代を担う人財を育成します。
- 由良川流域の生活文化の知恵を次世代に継承します。
- 由良川流域の魅力を積極的に発信します。
- 由良川流域を愛する人をふやします。

## ■ 天橋立憲章（平成 21 年 2 月 20 日制定）

白砂青松 天橋立、この美しい姿は、「神が住み給える聖地」として先人達が大切に守り受け継いできた地域の財産です。

百人一首にも収められた小式部内侍が母を焦がれて詠んだ歌、雪舟の宇宙観が思う存分に表現された国宝『天橋立図』、与謝野晶子が辿りついた最後の吟遊の地、天橋立はそれぞれの時代の文人墨客の感性を磨いてきました。

ふるさとの、そしてこの地球（ほし）のかけがえのない宝物である天橋立を、心の聖地として美しいまま次世代へ繋いでいくため、より多くの人々が天橋立を知り、守る気持ちを育むために、ここに「天橋立憲章」を掲げ、すすんでその精神を生かすようにつとめます。

「天橋立の美しい姿を未来につなぎましょう」

ゴミを持ち帰り、みんなの施設をきれいに使います  
たき火、花火、バーベキュー、キャンプなどをおこないません  
天橋立の中での歩きたばこやポイ捨てはしません

「天橋立を大切に思う心を育みましょう」

天橋立の多様な価値を学び大切にします  
天橋立の保全活動などに積極的に参加します  
天橋立をふるさとの宝物として誇りを持ちます

「天橋立の保全の輪を広げましょう」

天橋立を多くの人に知ってもらいます  
天橋立を愛する気持ちを伝えます  
天橋立を訪れる方々をあたたかく迎えます



## ■ 京都府受動喫煙防止憲章（平成 24 年 3 月制定）

－「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために－

平成 24 年 3 月

京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。これらの有害物質は、喫煙者が吸っている煙(主流煙)だけではなく、たばこから立ち昇る煙(副流煙)にも含まれており、各種有害物質の含有量は、主流煙よりもむしろ副流煙の方が多くなっています。

そのため、本人は喫煙しなくても、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」により、非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが問題となっています。

「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がんや急性心筋梗塞などの虚血性心疾患をはじめ、子供の呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

このように、たばこによる健康被害は、喫煙者自身の健康問題にとどまらず、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける乳幼児や未成年者、妊産婦を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

そうしたことから、喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

とりわけ、京都は、国内外から多くの観光客が訪れる地であることから、誰もが受動喫煙にあうことなく安心して施設を利用できるよう、京都らしいおもてなしの心で対応することもたいせつです。

このような状況を踏まえ、京都府では、「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、「京都府における受動喫煙防止対策の推進に関する報告書」(平成 22 年 2 月)を踏まえ、啓発や調査等の取組を進めてきたところですが、今後は、本憲章に基づき、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、京都府全体で受動喫煙防止対策を一層推進していくものとします。

- 公共性の高い施設においては、建物内禁煙を実施します。  
それ以外の多数の者が利用する施設においては、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組めますが、将来的には、建物内禁煙を目指すこととします。  
特に、乳幼児や未成年者、妊産婦が日常的に利用する施設においては、受動喫煙の防止に重点的に取り組めます。
- また、京都は、日本有数の観光地であることから、観光客を含む全ての人に受動喫煙防止の取組を理解していただくため、誰が見てもわかりやすい表示を推進します。
- さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。
- 行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報について、広く府民に周知を図ります。
- 禁煙実施施設は、施設利用者が受動喫煙を受けないようにするため、当該施設が禁煙である旨を表示するとともに、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組む施設は、その内容を利用者にわかりやすく表示するよう努めます。
- 保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。
- たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。
- 喫煙者は、周囲の人々に与える健康への影響に配慮し、喫煙マナーを遵守します。
- 受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を推進します。